

道路運送法第9条第4項および同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書(案)

令和 年 月 日付け羽生市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が
調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線又は運行区域
あい・あいバス(羽生市福祉バス)
(須影・岩瀬ルート、川俣・新郷ルート、手子林・三田ケ谷ルート、井泉・村君ルート)
- 2 協議が調っている運行系統又は運行の区間
(1)市役所～西羽生駅南口・川俣・新郷～市役所 線
- 3 運賃等
(1)運賃
現行のとおり
1回200円 ただし、未就学児及び障がい者の方は無料

(2)バス停名変更
中妻東→新田前公園入口
パープル羽生入口→元パープル羽生入口

令和 年 月 日

羽生市地域公共交通会議
会長 甲 山 浩